

太陽光発電システムを設置した東京ゼロエミ住宅の取得 に対する不動産取得税の減免要綱

令和4年3月31日
3主税税第384号
局長決定

改正 令和5年3月29日4主税税第407号

改正 令和5年6月1日5主税税第70号

(目的)

第1 東京都は、太陽光発電システムの設置を通じた再生可能エネルギーの利用促進並びに断熱性能及び省エネルギー性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、住宅がこの要綱に定める要件に該当する場合は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第48条の9第1項第4号及び東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号）第25条の5第3項第15号の規定に基づき、当該住宅に係る不動産取得税の減免を行う。

(対象)

第2 減免は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅（地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第4号に規定する住宅をいう。以下同じ。）の取得（同法第73条の2第2項の規定が適用されるものに限る。以下同じ。）に対して課する不動産取得税について行う。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する助成対象住宅（東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱（令和元年9月10日付31都環公地温第924号）第3条第1項に規定する助成対象住宅をいう。）であること。

ア 東京ゼロエミ住宅指針（令和元年7月4日付31環地環第104号。以下「住宅指針」という。）第4-1から5までに規定する基準に適合する太陽光発電システムを設置していること。

イ 住宅指針第3-2（2）に規定する水準2又は同（3）に規定する水準3の認証要件に適合していること。

(2) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に設計確認申請（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第9条第2項に規定する設計確認申請をいう。）が行われていること。

(減免割合)

第3 減免の割合は、5割（取得した住宅が第2(1)ア及びイのいずれにも該当する場合には、10割）とする。

(減免の申請)

第4 減免を受けようとする者は、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第5 知事は、減免を受けた者が、この要綱に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合には、当該減免を取り消すものとする。

(減免事務の運営)

第6 減免事務の運営については、この要綱の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(実施時期)

第7 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月29日 4主税税第407号）

(実施時期)

第1 この要綱は、決定の日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日以後に設計確認申請（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第9条第2項に規定する設計確認申請をいう。）が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

ただし、この要綱の決定の前日にこの要綱による改正前の要綱により減免が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月1日 5主税税第70号）

(実施時期)

第1 この要綱は、決定の日から実施する。